

※自費解体の申請受付は、令和2年9月14日から令和2年12月28日までになります。

# 自費解体

## 申請時に必要な書類

被災家屋等の解体撤去費用に係る償還申請書	市の申請様式
申請者の身分証明書(原本及び写し) ※申請の提出を委任する場合は受任者の身分証明書	各発行機関
1点で可 運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード、 その他(国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの)	
上記がない場合、 2点必要 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療被保険者証若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金証書、共済年金・恩給の証書、学生証、社員証、その他 顔写真なしの官公署発行の資格証等	
り災(被災)証明書	住家・・・り災証明窓口 非住家・・・被災証明窓口 いずれもカルチャーハルスで受付が終了している場合は、税務課で申請ください。
登記事項証明書(建物・全部) (現在の建物所有者が記載されているもの) ＜発行日から6か月以内のもの＞ ※建物が未登記の場合は、税務課より固定資産税(評価・課税)証明書でも代用できます。 ※課税上、部屋としてみなさない部屋(天井の平均が150cm未満の部屋)において、床面積の証明ができない場合は、償還の対象となりません。 ※課税証明記載なしの場合、被災家屋等の所有者、面積、構造等が確認できるもの(土地の登記事項証明書) ※登記情報提供サービスによって取得したものは認められません。	法務局 ※未登記の場合の書類は、税務課にて取得 ※土地の登記事項証明書は法務局
建物配置図 解体する建物等を明記してください。 ※手書きでも可	市の申請様式(任意様式可)
被災状況が分かる写真	市の申請様式(任意様式可)
解体写真 ※各工程(前中後)の写真	(任意様式可)
契約書(原本及び写し) ※注文書と請書のセットでも代用可	業者が発行
内訳及び明細書(原本及び写し) ※見積書で代用可	業者が発行
領収書(原本及び写し)	業者が発行
マニフェスト伝票(E票)(原本及び写し) ※人吉中核工業用地への搬入の場合は、特別搬入許可証	業者が発行 (特別搬入許可証は市が発行し、業者が使用したもの。)
<b>場合により必要な書類</b>	
委任状 <実印押印・印鑑登録証明書の添付が必要>	市の申請様式
※申請者のほかに権利者がいる場合は次の書類が必要	
同意書(所有者、相続権者) <実印押印・印鑑登録証明書の添付が必要> ・所有者(共有者)・・・解体する建物の所有者が複数いる場合 ※申請者以外の所有者分が必要 ・相続権者・・・解体する建物の所有者が死亡している場合 ※全ての相続人分が必要	市の申請様式
相続したことが分かる書類一式 ※解体する建物の所有者が死亡している場合に必要 ・相続関係図 ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人全員の現在の戸籍 ・公正証書遺言書 ・遺産分割協議書 など	戸籍謄本・除籍謄本については本籍地の役所
印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)	市民課 (法人の場合は、法務局)
商業・法人登記簿謄本(資本金が分かるもの) <発行日から6か月以内のもの> ※建物の所有者が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の場合	法務局
個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。	